

令和 5 年度第 1 5 回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和 6 年 1 月 1 0 日（水）	午前 9 時 3 0 分
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

第 1 5 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 6 年 1 月 1 0 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 4 1 号議案 「八王子市教員育成研修基本方針」の改定について
 - 第 2 第 4 2 号議案 八王子市スポーツ推進審議会への諮問について
 - 第 3 第 4 3 号議案 八王子市指定文化財の指定及び解除の諮問について

4 報告事項

- ・令和 6 年度 (2 0 2 4 年度) 教育課程編成の方針について (教育指導課)
- ・令和 5 年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰者の決定について (教職員課)
- ・令和 5 年度東京都教育委員会職員表彰の被表彰者の決定について (教職員課)
- ・死亡叙位・叙勲の受章について (教職員課)

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	柴 田 彩千子
委 員	保 坂 暁 子
委 員	守 屋 香 里

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	今 川 邦 洋
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	松 土 和 広
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司

学 校 施 設 課 長	武 井 博 英
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	中 野 みどり
教 育 指 導 課 長	大日向 由紀子
教 職 員 課 長	櫻 田 俊 二
統 括 指 導 主 事	鴨 狩 淳 一
統 括 指 導 主 事	北 川 大 樹
統 括 指 導 主 事	狩 野 貴 紀
生涯学習スポーツ部長	平 塚 裕 之
生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長	志 萱 龍一郎
日本遺産推進担当課長	秋 山 和 英
生涯学習政策課長	鶴 田 徳 昭
放課後児童支援課長	倉 田 直 子
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	谷 靖 之
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	佐 取 久 満
学 習 支 援 課 長	松 井 洋 一
文 化 財 課 長	叶 清
こ ど も 科 学 館 長	飯 塚 由 則
図 書 館 課 長	一 杉 昇 子
図書館企画調整担当課長	堀 内 栄 史
図書館分館担当課長	鈴 木 秀 吾
教育指導課指導主事	大野木 寛
教育指導課指導主事	上 野 仁 弥
教育指導課指導主事	上 田 隆 司
教育指導課指導主事	木 村 一 史
教職員課課長補佐兼主査	田 中 寿 定
教職員課課長補佐兼主査	馬 場 功 太
ス ポ ー ツ 振 興 課 主 査	柴 崎 淳
文化財課課長補佐兼主査	岡 部 雅 洋

教育総務課課長補佐兼主査

長 井 優 治

教 育 総 務 課 主 任

寺 田 美 緒

教 育 総 務 課 主 事

国 広 実 莉

教育総務課会計年度任用職員

羽 山 あゆ美

【午前 9 時 3 0 分開会】

- 安間教育長 大変お待たせいたしました。本日の出席は 4 名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和 5 年度第 1 5 回定例会を開催いたします。

はじめに、本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は保坂暁子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本市では地球温暖化対策、省資源対策の一環として、節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行いたします。

-
- 安間教育長 日程第 1 第 4 1 号議案 「八王子市教員育成研修基本方針」の改定について、を議題に供します。

本案について、教育指導課から説明願います。

- 北川統括指導主事 それでは、第 4 1 号議案「八王子市教員育成研修基本方針」の改定について、お諮りいたします。

詳細は、上田指導主事より議案関連資料に基づき説明させていただきます。

- 上田教育指導課指導主事 議案関連資料を御覧ください。

中核市移行を契機として、平成 2 7 年度に策定した八王子市教員育成研修基本方針の改定についてです。本編である別紙 2、「八王子市教員育成研修基本方針」の概要版である別紙 1 を基に御説明させていただきます。

別紙 1 を御覧ください。

資料上段では、改定の背景となる法改正の趣旨と、法改正に伴う本基本方針の改定の必要性についてまとめました。また、八王子市の学校教育における課題や、児童・生徒の実態、市民の学校教育への期待、教員の指導上の課題を踏まえた上で、八王子市の学校教育に求められる教師像を 4 項目で示しています。

まず、上段を御覧ください。令和 4 年 5 月より教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正が行われ、教員免許更新は発展的に解消されました。これは中央教育審議会答申の柱である、「新たな教師の学びの姿」の実現と、「多様な専門性を有

する質の高い教職員集団」の形成を目指したものです。これまで教員は、教員免許更新制により、経験年数10年ごとに免許更新講習を受講していました。しかし、10年に一度の講習は、常に最新の知識技能を学び続けるという目的の達成が難しいこと、個別最適な学びが求められている中で、共通に求められる内容を中心とする更新制とは方向性が異なっていることから、解消となりました。これにより、教員は一律に定められた研修を受講するのではなく、教師一人ひとりの専門性を高めることが求められることとなります。教育公務員特例法の改正の趣旨に則った、「新たな教師の学びの姿」の実現に向け、これからの教師には教師自身の学びを転換し、専門性を高めるとともに、自身を振り返り、次につなげていく探究的な学びを自らがデザインしていかなければなりません。こうした大きな変化が生じている中で、教師には常に学び続けていくことが必要であり、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ、自律的に学ぶ主体的な姿勢が必要です。

続いて、上段の右です。市立学校に通う児童・生徒の課題と実態、市民の学校教育に対する期待や教員の指導上の課題と実態を踏まえ、本市の学校教育に求められる教師像を、教育に対する熱意と使命感をもつ教師、教師の専門性に対する探究心と指導力のある教師、組織の一員として責任感と協調性を有し、互いに高め合う教師、保護者・地域、外部機関と連携・協働による教育を推進する教師の4点に整理しました。

本市においては、「地域の子どもは地域で育てる」という理念を実現するため、地域のことを理解し、地域の方々と協働して教育活動を実践できる教師を核に、子どもたちや地域の方々とともに、世代を超えて学び合う循環を作り出すことを目指しています。そして、中央の矢印にあるように市立学校に勤務する教師一人ひとりが子どもたち一人ひとりに愛情を注ぎ、教職という仕事に誇りとやりがいをもって生き生きと働くことができるようにしていきます。

また、継続的にキャリアアップできる環境の実現を目指すため、現在の教育現場における教員の課題を改めて整理し、今後の教師一人ひとりが高度専門職として主体的に学び続けることのできる研修の在り方の見直しを図ることを目的とし、改定をするものです。

中央の枠組みに示したように、今回の改定ポイントは、教員一人ひとりが管理職

との対話の中で研修計画を立て、自らが主体的に研修を受講してスキルアップをすることです。具体的には、高度専門職として「学び続ける教師」の育成に向け、教員一人ひとりが研修受講に向けた自己チェックシートを作成し、管理職との対話の中で研修計画を立てていきます。教員は5つの観点について自己分析し、年度ごとに身につけたい観点を選択した上で、観点到合った研修を受講します。また、管理職との最終面接時には、1年間の研修の振り返りをして次年度につなげていきます。

対話に基づく研修計画の立案や受講奨励の大まかな進め方については、別紙3を御覧ください。これは研修の自己チェックシートです。各教員は、管理職との自己申告面接の前に、自身のキャリアプランに沿って、今年度の自己研鑽の5つの観点から選択し、観点到沿って受講したい研修を選択します。このほかに、対象者は法定研修や新任研修、主任研修についても選択をします。このシートに基づいて管理職からの指導、助言を踏まえて計画を完成させます。そして、3学期の最終面接の際には、自らが計画して受講した研修を通して、スキルアップした教師自身の1年間の振り返りを記入するとともに、管理職との対話の中で次年度に向けた目標を確認します。

このようにチェックシートを活用することで、教師が自らの学びを振り返るとともに、管理職が研修の奨励を含む、適切な指導、助言を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上、能力開発に資することができます。

別紙1に戻り、中段を御覧ください。

次に、「学び続ける」教員の育成の具体的な展開として、地域の特色を踏まえつつ、本市の歴史・文化財等を生かした研修、本市の周辺も含め23の大学等があり、多くの学生が学んでいる全国でも有数の学園都市の特性を生かした研修、地域コミュニティづくりを推進している本市だからこそできる地域の人材を招いた研修を軸に、教員の資質・能力の向上を図ってまいります。中核市、学園都市である特色や、教育研究所機能を生かして開発した研修を通し、八王子市の教育を担う一員としての自覚を高め、地域に対する愛着を醸成していきます。

具体的には、資料中段から下段にありますが、職層に応じて求められる資質・能力を明確にした上で研修を実施します。八王子市の教育に求められる教師像の具現を図っていくためには、従前から行ってきた研修を含め、職層ごとに求められる資

質・能力の育成に、特に焦点を当てた研修を意図的に設定していくことが重要であると考えます。引き続き、各学校の校務分掌における主任を対象とした研修に加え、育成したい資質・能力に焦点化したスポット研修にも力を入れて取り組んでいくことを示しています。今次の改定を絶好の機会とし、市立学校に勤務する教師一人ひとりが子どもたち一人ひとりに愛情を注ぎ、教職という仕事に誇りとやりがいをもって生き生きと働くことができるように、また、将来的に八王子市の教師として戻り、地域に対する愛着をもち、教育に対する熱意や使命感を発揮しながら八王子市の教育を担っていくことができる教師を育成していきたいと考えております。

説明は以上です。

- 安間教育長 只今、教育指導課からの説明は終わりました。

本案について、まずは御質疑、御要望等はございませんか。

- 保坂委員 へんな質問になるかもしれないのですが、研修というのは、用意されたものの中から選ぶということでしょうか、それとも自分でこのようなことを研修したいということで大学なりなんなりを選んだり探したりして、目標に合わせた研修を自分で作っていくということでしょうか。

- 上田教育指導課指導主事 御質問ありがとうございます。

研修受講につきましては、まず教員一人ひとりが研修計画を立案します。自分にとってどのような資質・能力が必要なのか、どのような力を身につけていかなければいけないのかというものを、自己チェックシートを活用して、まずは振り返りをさせていただきます。その上で自分に合った研修を各指標に基づいて、本市で考えますと、本市では用意している研修の中から選ぶというのは1つの選択肢になります。それ以外に別紙3にも記載させていただいておりますが、受講を検討している研修の右端のほうに、市外での実施の研修という欄がございます。こちらについては、市内の研修だけにとどまらず、今年度でいえば東京学芸大学のプラットフォームというオンラインを使った研修システムや、東京都のマイキャリアを使った研修、またはそれ以外の民間のN I T S等、民間の運営している研修も含め、御自身が学びたい研修を自分で選んで、それをここに記載して進めていくという形になります。

- 保坂委員 いずれにしても提示されているものの中から選ぶということになりますか。

- 上田教育指導課指導主事 市内の研修、または市外の研修の枠の中から御自身に合っ

たものを選択するという形になります。

- 安間教育長 例えば、社会科の教師が夏休みに、もう 1 回八王子の日本遺産をしっかりと全部見ておきたいと自分で計画を立てて、1 日かけて周っても良いのでしょうか。
- 上田教育指導課指導主事 今お話しいただいた郷土に関する地域学習につきましては、夏季教員研修の中で枠組みをつくらせていただいて、その中で地域の各施設に実際に赴いて、そこでしっかりと学べる機会を確保していきたいと考えております。
- 安間教育長 それはそれでそうなのだけれども、もっと自分で、ツアーではなくて、例えば、1 人で古文書などをじっくり見たいと言っても良いことなのではないのですか。社会科が分かりやすいからね、そのような例えをしたのです。
- 北川統括指導主事 補足をします。今まで承認研修というものは、あまり多く盛んには行われていなかったかもしれませんが、自分で計画を立てて、こういった資質を伸ばしたいので、ここの場所に行ってこのようなことを学びたいということを、自分でプランを立てて、校長先生に提出をして、それが承認されれば承認研修として認められる。そういったことも先ほどの別紙 3 の一番右側のところに自分で記入をして、研修を受講するということができます。
- 安間教育長 拡大解釈すれば、夏休み中に今日は出勤しているのだけれども、要するに学校にいるのだけれども、例えば、学術書のようなものをじっくり読みたいから、今日は一日研修とする場合、その本を読むのは学校でなら良いのですか。それとも、自宅では駄目なのですか。
- 北川統括指導主事 基本的には、先ほどの地域に出かけていくのと同じように承認研修として自分で計画を立てて、校長先生に承認していただく、そのような研修も奨励される、そのようなことであります。
- 安間教育長 それであれば、ありということですね。
ほかにございましょうか。
- 柴田委員 御説明ありがとうございました。

この自己申告のチェックシートがあることで、自分の学びの履歴を経年で行ったものを一覧化して確認できるということは、とても良い取組だと思いました。この市外での実施の研修についても記載されて、それを総合化して自分の履歴として各教員がもっていられるということなのですが、例えば、兼務で教職大学院のような

ところで学んでいる、小学校や中学校の先生がいらっしゃると思うのですが、
そういった方たちの学びの履歴というのはどこに該当するのでしょうか。

○上田教育指導課指導主事 ありがとうございます。

所属が学校にあると思いますので、その所属の学校長と自己申告の面接をする際に、その大学等で受けている授業や、またはそれに関する資質・能力の向上に向けた内容につきましては、この右端の市外での研修のところに直接記載をいただいて、その上の自己研鑽の観点、まさに教職大学院等でどのような資質・能力を育成したのか、育んでいきたいのかということをしかりと立てていただいた上で、その3番のところに記載していただいて、さらにそこに管理職からの指導・助言があって、もっとこのような力を伸ばしていったほうが良いのではないかと、など対話の中でより深めながら年間を通して研修を深めていくというような形になると思います。

○柴田委員 御回答ありがとうございました。

管理職の方と各教員との対話というものが1つの大きな観点になるかと思うのですが、その管理職の方が適切なアドバイスをできるような、校長先生ばかりだとは思っているのですが、そういった管理職の方々への市としての研修や説明会というものはどのようなになっているのでしょうか。

○上田教育指導課指導主事 ありがとうございます。

まず、この研修の取組方が大きく変わりますので、こちらについては動画を作成します。先生方、また管理職も含め、お一人お一人がその動画を見て、どのように研修の立案から実施、振り返りにつなげていったら良いかということをオンデマンドの動画を作成し、いつでも何回でも見られるような形で作成することが1つです。

もう1つは、来年度はスポット研修と先ほどあったと思うのですが、スポット研修の中に管理職の先生方を対象とした、こういった対話受講に基づく研修奨励という辺りについてもしっかりと触れていきたいと考えております。

○柴田委員 分かりました、ありがとうございます。

○安間教育長 ほかにございましょうか。

○守屋委員 御説明ありがとうございました。

説明の中で、とても地域に愛着を持つということを入れていただいているかと思うのですが、実際に地域に愛着を持つというと、どうしても学校の授業時間外を使

うことが、今現在だとあるかと思うのです。もちろん地域が、まず学校に入っていくということも1つだと思うのですが、例えば、先生が学校から出て地域に行く時は、今は校長先生がボランティアの時間などは声がかけれない時間にどうしてもなっているので、先生が地域に行くのってなかなかお願いができないというのが現状なのですね。言い方が悪いですが、要は地域と関わりを持つということも仕事の1つとして、今であれば学運協からの要請であったりすると少し先生も仕事として持てるのですが、地域と関わり合うことも仕事として取り組めるような形を作ってもらえると、先生も積極的に外に出てもらいやすくなるのではないかと思いますので、何か案があれば、ぜひお願いしたいと思うところです。

○上田教育指導課指導主事 御質問ありがとうございます。

今、御質問いただいた、まさに地域と関わっていくということであれば、私たちがきっかけをしっかりと作っていったらいいということかと思います。研修をたくさん用意しても、なかなか先生方お一人お一人の意識というのは簡単には変わらないかと思っているのですが、きっかけづくりとして、例えば、今年度であれば、夏季教員研修の中でも地域のスポーツ推進委員会の方に参加していただいたボッチャの実技研修を開催したり、学校マネジメント力向上研修の中でも松木中学校の学校運営協議会の会長の金山様に講師として来ていただいて、学校と学校運営協議会がどのように、さらに協働していったらいいかということについてお話しをいただいたりするなど、そのようなきっかけづくりとなるような研修を幾つか用意させていただいています。研修を通して、まずは伝えていくということが1つのきっかけづくりにはなるかと思うのですが、各学校の先生方お一人お一人が主体的に地域と関わられるようにする仕組みについては、今後しっかりと検討をして進めてまいりたいと思っております。

○守屋委員 よろしく申し上げます。

○安間教育長 今の点は、教員の研修という話と勤務の問題があって、地域との関わりというのは勤務ですよね。もしそこで折り合いがつくようにできるのならば、地域との関わりを研修として意味を持たせる気があるのかないのかは分からないけれど、私は少し質が違おうと思うので、勤務形態の問題と関わってくると思いますから、そこはよく教職員課と一緒に検討してください。

ほかにございましょうか。

○保坂委員 繰り返しになるかもしれませんが、八王子市で用意してある研修、用意するつもり研修というのは、具体的なものはどこに書いてあるのでしょうか。

○上田教育指導課指導主事 まず、概要版の別紙 1 の下段のところに、それぞれの職層に応じた研修の大まかな例が記載してあります。もっと詳細なことになりますと、別紙 2 の基本方針の 2 1 ページに研修体系の大まかなものが記載しております。さらには、1 2 ページからありますが、それぞれの職層に応じた求められる資質と、このような研修をというようにところも記載しております。

また、別紙 3 の自己チェックシートをクリックすると、そこに対象となる研修一覧がプルダウンで選べるようになっているので、先生方はそこから、別の別紙を見ながら選ぶというわけではなく、その自己チェックシートを見ながら研修を選べるようにはなっております。

○保坂委員 何も知らないことを伺うようで大変申し訳ないのですが、例えば、初任者等研修というのは、どのような内容なのか。

○上田教育指導課指導主事 ありがとうございます。まず初任者等研修につきましては、先ほどもお伝えした 5 つの指標、全ての指標について、満遍なく年間通して研修を行います。初任者等研修というのは、教育センターに集合して行う研修を指しているのですが、それ以外にも各学校に研究主事が赴いて授業観察をして行う研修、あとは、それぞれ校外に出かけて行って、そこでする実地研修を含めたものが、この初任者等研修というものになっております。

○保坂委員 その研修がどのようなシステムかということ以上に、研修の内容が一番大事なことではないかと思うので、その辺の内容が分からなくて、子どもたちに主体的、対話的、深い学びなどを求めているので、研修もそのような形で主体的、対話的、問題解決的な深い研修というのがもっと必要だと思うのですが、すごく技術的な、例えば、指導方法などの研修というのは、すんなりと理解できるのですが、この実際の研修の内容について、具体的にどのようにできるのか、あるいは考えられているのかということが知りたくて質問させていただきました。

○安間教育長 ありがとうございます。ほかにございましょうか。

私から 1 点質問なのですが、この基本方針自体の枠組みはしっかりと考えられて

作られているので、この原案には賛成したいと思うのですが、この別紙 1 については、もう少しマニアックといたら変なのだけれど、もう少し教員が見ても分かる、もしくは一般の八王子市民が見ても分かるようなものに改定するということを前提に、原案の審議をしても構いませんか。

○上田教育指導課指導主事 はい。

○安間教育長 それでは、ほかに御質疑ないようでございますので、本案について賛否の御意見をいただきたいと思います。

それでは、私から。賛成を前提に 3 点ほど、改善をしていただきたい。まず 1 点目は、上の段の左側なのですが、先ほどの説明は非常に分かりやすかったのですが、その順番になっていないので、まずはこれを直してください。どう考えても改定の必要性和法改正等は、位置が逆ですよ。必要性があるから、このように改定しましたよという流れにならなくてはいけないので。ここは、中教審への諮問や中教審の答申などの詳細な枠組みはいらないから、先ほど口頭で説明してもらったように、今の研修にはこのような課題がありましたよ、一律でありましたよ、10 年ごとだから新しいことが学ばせませんよ、このようなことが一番左にきて、真ん中にこの改定の必要性が入って、最後に一番右側に教育公務員特例法の一部改正や免許法の一部改正があったのだと、このような流れにしてもらいたい。これが 1 点。

2 点目、これは要望ですが、自己チェックシートに関しては必要な事項がしっかり書いてはあるのだろうけれども、形骸化しそうな気がする。おそらく書類として、教員が休日にどこに行っているよという時に、これはしっかりとした根拠がありますよと、証明するための意識であるのだけれども、話しているように中身が実質的なものだとするのならば、もう少し工夫が必要なのではないかと思う。だからといって、これをものすごく細かなものにしないでもらいたい。さっきの話だけれど、例えば、また同じ例ですが社会科の先生がどこかの古いお寺に古文書を見に行くという研修計画を細かく立てるとすると、それを立てている暇があったら、私は行って読んだほうが良いような気がするのですね。その辺とのバランスが非常に難しいのですが、このチェックシートについてはもう 1 度考え直してもらいたい。

3 点目ですが、この下段、保坂委員のおっしゃるとおりで、「自分の学びたいことを「学べる」研修へ」と言っているのに、そのメニューの多さが書いていない。「受

ける」研修から自分の学びたいことを「学べる」研修へ」と言っているのに、下のほうは全部職層などに寄ってしまっているでしょう。もし仮に、初任者だけれども、「うちの学校でやっている主幹の先生、良いな、将来的にああなるにはどうなれば良いのだろう、ちょっと主幹の先生たちが受けるような研修をのぞいてみたい」といったら駄目なのか。良いのですよね。まさに自分が学びたいことを学べる研修でしょう。ですから、これからは職層という枠組みで書くような、今までの研修体系ではないと思う。むしろ保坂委員が言ったように、どのような内容がありますよと、ここに全部は書けないと思うのね。だけれど、少なくともさっき示した別紙２の基本方針に書いてあるのも同じでしょう。職層で成っているでしょう。繰り返し言いますが、どんなことが学べるのかという内容にシフトして作り替えたほうが良いですよ。職層に応じた研修というのは、いわゆる必須の研修ではないですか。初任者は、初任者研修を絶対に法的にやらなくてはいけないでしょう。しかし、自分の学びたいことを学べる研修というのは、そのような性質のものではないですよ。だから、そちらを前面に出すのであれば、下の部分はそのように作り替えて、メニューをいっぱい用意しましたよということが分かって、その上で必須の研修としてこのようなものもありますよという並び方に変えたほうが良いと思いますよ。

今、３点申し上げましたが、その資料を変えてくれるということを前提で、私は賛成をしたいと思います。

ほかにございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それではほかに御意見もないようでありますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第４１号議案については、提案のとおり内容については決定するという事で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第４１号議案については、そのように決定することにいたしました。

○安間教育長 日程第２ 第４２号議案 八王子市スポーツ推進審議会への諮問につい

て、を議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

- 谷スポーツ振興課長 第42号議案八王子市スポーツ推進審議会への諮問につきまして、スポーツ振興課担当主査より御説明させていただきます。

- 柴崎スポーツ振興課主査 それでは、説明いたします。

本案は、第2期八王子市スポーツ推進計画の策定に当たり、八王子市スポーツ推進審議会条例第2条に基づき、学識経験者、市内スポーツ団体等の委員で構成されるスポーツ推進審議会へ計画の調査、審議について諮問するものです。

諮問文案については、別紙の諮問書を御覧ください。

まず1、諮問事項は、第2期八王子市スポーツ推進計画についてです。

続いて2、諮問理由は、八王子市教育委員会は、スポーツ基本法第10条第1項に基づき、本市のスポーツ推進施策を具体化し、生涯スポーツ社会を実現することを目的とした「八王子市スポーツ推進計画」を策定しました。当該計画は、平成26年度から令和6年度までの11年間を期間とし、次年度に期間満了を迎えますが、生涯スポーツ社会の実現に向けては、さらなる取組の推進が求められ、その方向性を示す計画の策定が必要となります。次期計画を策定するに当たり、社会情勢の変化、国のスポーツ政策の動向などを踏まえた今後10年間に取り組むべき八王子市のスポーツ推進の方向性と主な施策の内容について諮問するものでございます。その際、本市において実施を検討すべき取組については、御考慮の上、御審議をお願いするものとしております。

なお、本市において実施を検討すべき取組内容については、次ページの別表のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

- 安間教育長 只今、説明は終わりました。本案について御質疑、また御要望等ございますか。

- 柴田委員 御説明ありがとうございました。

諮問内容の中身について伺いたいのですが、別紙の裏面の表に学校部活動の地域連携・地域移行とあります。こちらは、今まであまり審議されていなかった項目だと思うのですが、こちらについてはどのような形で諮問されるのでしょうか。具体

的に、このやり方といいますか、アイデアというのを、八王子市は広いので地域ごとに伺うのか、このような方針で市民の方は部活動の地域連携を進めたいというような、意向を問うというようなものになるのでしょうか。

- 谷スポーツ振興課長 今回の学校部活動の地域移行・地域連携につきましては、今回はあくまでもスポーツ推進計画という、八王子市におけるスポーツ全体の計画ということになります。ただ、その中において今、現行計画の中では各世代、年代に応じたスポーツの推進というような形で抱えている中で、やはり青少年期における部活動というものに対する、学校部活動の改革というのは大きな問題だと思いますので、今現在八王子で考えている方向性などを審議会の方にお示しをして、推進計画の中で青少年スポーツ推進がどうあるべきか、そのようなことを記載していただく、考えていただくというような形を、今考えております。

- 柴田委員 御説明ありがとうございます。

理念のようなものを答申していただくだけではなくて、できればもう少し踏み込んで、この学校部活動と市民のスポーツ活動が連携、協働できるというような方法を、一步踏み込んだものを協議していただけるとありがたいと思います。

- 安間教育長 他にございましょうか。

よろしゅうございますか。

私から1点要望で、今、谷課長が御説明になられたとおりなのですが、教育委員会の内部は横串刺ししようと言っているけれども、スポーツ推進審議会ですから、あくまでも学校の運動部活動について、それを仲間内に入れていくにはどうすれば良いか、生涯学習の観点から見たらどうなのかと、しっかり絞って議論を、そのための具体的な方策を柴田委員が言ったように、このような手だてがあるのではないかというように絞らないと、おそらく審議会の方々は戸惑ってしまうと思うのです。「この部活動の在り方を検討するのか」のような誤解をされないように、ぜひそこは気をつけて話を進めてください。あくまでも生涯学習の観点から、学校の運動部活動を見た時にどのようなつながりができるのかという、そこは審議会には絞ったほうが良いと思います。ただし、我々は、横串を刺すのですよ。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長　それでは、御意見をいただきたいと思います。

こちらもしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第４２号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第４２号議案については、そのように決定することにいたしました。

-
- 安間教育長　日程第３　第４３号議案　八王子市指定文化財の指定及び解除の諮問について、を議題に供します。

本案について、文化財課から説明願います。

- 叶文化財課長　それでは、第４３号議案八王子市指定文化財の指定及び解除の諮問につきまして、御審議をお願いいたします。

詳細な説明は、岡部課長補佐が行います。

- 岡部文化財課課長補佐兼主査　それでは、第４３号議案について、御説明させていただきます。

今回は、八王子市の指定文化財の指定及び解除の諮問について、を議題とさせていただきます。

指定についてでございますが、ページでいうと３ページ目になります。議案関連資料を御覧ください。今回、指定をしようとする文化財につきましては、小銅鐸と呼ばれている小さい銅鐸でございます。年代は古代になる弥生時代末期でございます。議案関連資料の下の写真にありますような形のものです、実際の寸法等も、ほぼこれと同等になっております。

出土場所は、中郷遺跡となっております。長房団地の、今は都営住宅が連なっている場所でございます。こちらは、全国で見ても珍しい遺物ということで発掘されましたので、今回、市の文化財として指定をし、保存することがふさわしいということで議題とさせていただいたところでございます。

また、指定後についてですけれども、少しお話がずれるかもしれませんが、同じ発掘された遺物としては日本遺産の構成文化財であります、八王子城跡から多大な仏具、お皿や鉄砲玉などが発掘されているわけですが、例えば、こちらにつきましては、昨年の日本遺産フェスティバルに絡めまして、城山小学校で実際に発掘されたものを展示させていただいて、子どもたちや地域の方々や保護者に御覧いただいて、実際にこのようなものがあるのだということで、とても好評をいただいているところです。こちらは、鴨狩統括指導主事の御助力もいただいて実現した内容でございます。

また、もう1つありますと、桑都物語、日本遺産ですが、そちらを題材にした学習を散田小学校で行っておりまして、八王子芸妓や車人形といった無形の文化財も含めてなのですけれども、同じく八王子城跡の飯櫃もこちらに持って行って子どもたちに触っていただいたりしながら勉強をしていただいて、先月12月15日に発表会がありました。私も拝見したのですが、その場面場面を車人形で子どもたちが実演をしながら発表する、すばらしい取組だったので、そういった形で活用をしている事例もありますので、今回の小銅鐸につきましても分野は考古になりますが、例えば、考古の部分でパッケージを考えたりしながら、学校に提案させていただいて、実際には学校に持って行って、触れるものは触れていただきながら、子どもに楽しみながら勉強をして、次代へ紡いでいただくような形になっていければ良いと考えてございます。

次の指定の解除についてでございますが、こちらについては5件ございます。いずれも刀剣という種別になってございます。

こちらにつきましては、議案関連資料の最後のページになります。解除の理由ですが、今回につきましては5件とも文化財の所在の確認ですね、所有者の方などの調査を行っているところでございますが、結果としては所在及び所有者が不明となってしまうという経緯がございまして、指定を解除する部分でございます。

こちらにつきましては、文化財の指定があった場合の所有者の方についても、所在や所有者の変更については届出の義務や管理責任がございまして、我々も、そういったところを強調してお知らせしたり、調査も随時行えるような形で候補を考えていきたいと思っております。

こちらの2つにつきましては文化財保護審議会へ諮問をさせていただき、その結果について、また教育定例会で御報告させていただければと考えております。

説明は以上でございます。

○安間教育長　　只今、説明は終わりました。

本案について御質疑、または御要望等がございますか。

○柴田委員　　御説明ありがとうございます。原案賛成ですけれども、先ほど御説明いただきましたように、このような有形の文化財を学校に持って行って、郷土資料館に来て物を見るというだけではなくて、学校移動博物館のような取組を、やはり子どもたちに本物を見ていただくという、そのような取組はとても良いと思いますので、ぜひこれからも積極的に実施していただきたいと思います。

○叶文化財課長　　只今、柴田委員からお話をいただきました城山小学校の事例なのですが、これは日々、教育指導課の指導主事の方々が学校を回っていく中で、その学校のニーズを吸い上げていただいたものを私たちにつないでいただきました。ここは私どもの学芸員の腕の見せ所ですので、指導主事の方々と連携を取りながら、学校向けのプログラムを作成して、改めてパネルを作ったり、発見された遺物もショーケースごと持って行って、説明の機会も設けて子どもたちに学んでもらいました。2か月ほど展示を行いました、その総仕上げとして学運協の方々を招いての説明も行わせていただきまして、地域をうまく巻き込みながら学校教育部と生涯学習スポーツ部が連携をして、横串を刺しながら進められた好事例かと考えております。

こうした事例を地元の城山小学校にとどまらず、むしろ八王子城跡から遠いニュータウン地区の学校などにも出前講座ですとか、笑顔と学びの体験活動プロジェクトの出前講座の中にも取り組むことができましたので、私たちにとっても良い取組になったと思います。このような取組を広げていきたいと考えています。

○安間教育長　　よろしゅうございますか。とても良い取組だと思いますよ。まさに理想的だと思います。教育委員会として、いつも言っているように一体となった取組、これからも進めてください。

ほかにございましょうか。

私から1点確認といえますか、質問なのですが、本市の指定有形文化財に指定するか否かというのは、例えば、銅鐸みたいに見つかったものは別として、所有者が

指定してくれという申告をして指定するものなのですかね。もしそうだとするならば、何でそれが所在不明になってしまうのだろうか。

○岡部文化財課課長補佐兼主査 指定の流れでございますが、教育長がおっしゃったように市以外の所有者の方からお話に来るケースもなくはございません。その時には、その文化財の価値ですとか、状況を調査した上で、申出があったからイコールというわけではないのですが、そのような形で指定をしていく経緯もございます。では、何でなくなってしまうのかという話があるかと思うのですが、1つは、長年の年数が経過しまして、所有者の方が代替わりをしていくという部分もございますので、その中で文化財の価値そのものは変わらないのですけれども、所有していくということに対する考えが代替わりしていく中で変わっていったケースというのも1つにあるかと思います。

○安間教育長 ただ、市として指定している有形文化財というのは何らかの登録があって、所有者が誰であるかというのは登録制ではないの。要するに土地などの相続と一緒に、「Aさんが持っている土地でした。お亡くなりになったので子どもであるBさんに所有権が移りました」といったら、所有者はBさんになるでしょう。同じように、このような指定有形文化財もAさんの物だったけれども、Bさんが所有者になりました。その時に遺産の場合には破棄もできるわけでしょう。相続しないという考え方もあるわけでしょう。そのような時には、そのBさんが「もう価値が分からないから、僕は持っていたくないです」といったら、破棄してくれれば重要なものがなくなるなんていうことはないのではないかな。私は、この刀や脇差がどんな価値があるのか分かりませんが、指定有形文化財として認めたぐらい価値があるものだったから認めたわけですね。それがこんな簡単にシステム上のことでなくなるというのが、どうなのかという気がするのだけれども、その辺はどうですか。

○岡部文化財課課長補佐兼主査 教育長がおっしゃいましたように所有の部分などにつきましては、文化財保護条例の中で、例えば、所有者の届出義務や今お話しされた所有者が変わった場合、相続の事例を出されましたけれども、そのような場合は届出の義務がございます。我々のほうも当然、御案内や周知もさせていただいているところですが、その中でもやはり届出をしていただけなかった場合など、そういった場合の中で行方が分からなくなってしまったケースでございます。

○安間教育長 要望ですけれども、1回システムを考えて、有形文化財として指定してくれと言われて指定したぐらいの物で、こちらが認めたぐらいの価値がある物だとするのならば、もう少し丁寧に扱っても良いような気がするのです。こんな簡単に、なくなりましたので解除しますという話ではないような気がするのだけれども。

○叶文化財課長 教育長がおっしゃったように相続がいつあるかということは、こちらから把握がなかなか難しいところがございますので、調査を毎年行なっているわけではないのですが、その期間を狭めて、例えば、毎年行うといったようなことも踏まえて、あまり期間が開かないように、その間に相続があって、そもそもその価値が分からない方が相続している場合などもありますので、そのようなことが起きないような工夫をしていく必要があると考えています。

○安間教育長 ぜひ、相続しても価値が分かるようなもの、例えば、「八王子市指定有形文化財」という、何か印がちゃんとそばについていれば分かるでしょう。毎年調査をしますと、課の仕事が増えてもしょうがないわけだから。「なんだかちょっとこういう大事なものがなくなりました、解除します」という、何かそれだけの話というのはね、その辺も諮問の時に聞いてみてもらえませんか。どのようなやり方をしたら良いのかと。お願いします。

それでは、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第43号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第43号議案については、そのように決定することにいたしました。

○安間教育長 それでは、続いて報告事項となります。

まず、教育指導課から報告願います。

○鴨狩統括指導主事 それでは、令和6年度（2024年度）教育課程編成の方針につ

いて、担当の木村指導主事より御報告させていただきます。

- 木村教育指導課指導主事 別紙、令和6年度（2024年度）教育課程届出説明会資料【重点版】を御覧ください。

こちらの資料は、令和6年度八王子市立学校として共通に、そして重点として取り組んでいく内容をまとめたものとなります。10月までに教育指導課で案を作成し、11月の各小・中校長会でいただいた意見を踏まえ、12月6日に令和6年度教育課程届出説明会資料として全市立学校へ周知しているものでございます。

各学校は、この重点版に基づき教育課程を編成しております。重点版の構成ですが、第1に八王子市小中一貫教育に関する基本方針が改定2年目となるため、義務教育9年間を見通した小中一貫教育をさらに充実させます。そして、全ての取組において、9年間を見通した小中一貫教育の取組を意識するよう、この枠の中に第2、第3、それぞれの取組が含まれる構成になっております。

なお、令和6年度に新たに取り組んでいく内容や、学校が特に注目すべき内容には下線を引いております。また、裏面には新しい施策に関する資料を紹介しており、データ版ではそれぞれの図をクリックすることで、参考資料をダウンロードできるようにしております。

改めて中をお開きください。資料上段、義務教育9年間を見通した「小中一貫教育」のさらなる充実については、9年間で育てたい児童・生徒像、義務教育終了段階において育成すべき生徒像を設定し、その目標を具現化するための取組を全校が教育課程に位置づけております。

特に、グループ内の子どもたちが合同で行う活動を実施していくなど、グループ内の教員が一体となって子どもたちを育てていくという視点で作成するよう、伝えております。

なお、位置づけに当たっては、令和5年4月に改定した八王子市小中一貫教育に関する基本方針を踏まえるよう周知しております。

資料中段は、誰一人取り残さず見守り、育成するための子ども一人ひとりに応じた指導です。こちらは大きく4点の柱を示しております。

1点目は、不登校児童・生徒への適切な対応。2点目は、いじめの防止及び早期発見、解消に向けた取組。3点目は、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える特

別支援教育の充実。4点目は、生命（いのち）の安全教育です。生命（いのち）の安全教育については、文部科学省では令和5年度から令和7年度を性犯罪・性暴力対策のさらなる集中強化期間と位置づけていることから、新たに子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための生命（いのち）の安全教育として追加しております。

資料下段は、学習内容のさらなる充実と確実な定着に向けた指導です。こちらは3点の柱を示しております。1点目は、資質・能力の育成。2点目は、義務教育終了段階における学力の保障。3点目は、ICTの活用による学びの質の向上です。

以上が令和6年度、重点施策として取り組んでいく内容となります。

再度、報告事項資料を御覧ください。最後に、令和6年度教育課程届出に関するスケジュールについてです。令和5年12月6日から令和6年1月31日まで、教育課程届出説明会を動画配信の形で実施しております。1月22日から2月6日が教育課程届出事前相談期間。2月7日から2月19日までを教育課程届出期間とし、令和6年3月27日が教育課程届出受理票発送予定日となります。

以上の方針に沿って、令和6年度教育課程届出受理を進めていきたいと考えております。報告は以上になります。

○安間教育長 只今、教育指導課から報告がありました。本件について、御質疑、御意見、御要望等がございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○柴田委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。

小中一貫教育を今までよりも一層推進していくという計画だと思うのですが、この場合、小・中の教員がこの内容をしっかり理解して、やはりその認識を一人ひとりの教員が持たないと進まないかと思うのですが、小中一貫教育の中の教員の交流というところは、実際どのように進められるのでしょうか。

○木村教育指導課指導主事 御質問ありがとうございます。

小中一貫教育における交流としては、一番これまで大きかったものが、年3回以上行われております、小中一貫教育の日におけるグループ内での交流になります。主に、ある1校を指定して、そこにグループ内の他の学校の教員が集まりまして、授業参観をして子どもの様子を理解したり、その後に部会ごとに分かれて、テーマに沿って話し合いをしたりすることで小・中互いの状況について、しっかりと理解を

し、今後の計画に役立てていくということをしております。

○安間教育長 ほかにございましょうか。

○柴田委員 御回答ありがとうございます。こういった主に教科を単位とした小・中の教員の交流というのが進んでいると思うのですが、例えば、何かの学校行事が重なっていたり、よく学校訪問をして聞くのですけれども、学校行事の重なりで保護者が小学校・中学校、あるいは学区にある保育園の行事と重なると、1日に何股もかけて子どもを見に行かなくてはいけないといった話も聞くので、そのような行事など、今回教育課程ということなので、特別活動の行事をそろえるなど、そのようなことも具体的に進められると良いかと思います。意見としてお願いいたします。

○安間教育長 ほかにございましょうか。

○守屋委員 御説明ありがとうございました。

コロナも大分落ち着いて、今、この9年間を見据えた小中一貫教育というところで、児童・生徒が上の学年の姿を見る場面を設定して、同じように思いなどを、要は先輩たちの姿を見ていくことが必要と記載があるかと思うのですが、コロナがあって保護者に関しても、運動会や体育祭などで自分の子どもの学年を見ることがとても増えてきて、要は上級生の、例えば、合唱コンクールなど、色々な上の学年のものを見る機会がとても少なくなっているかと思います。実際に保護者自身も、上の学年の姿を見て学校に対する安心感など、「今は、まだまだ1年生ってこんなものだけれど、3年になるとこれだけしっかりとできるのだな、であれば学校に任せられるな」という安心感を持つためには、やはり保護者も合わせて、上級生たちの姿を見るということはとても大事なことなのですが、なかなかこのコロナから、まだまだここが復活してきていないという実感をしています。なので、ぜひここに関しても子どもたちと同じように、親もやはり一緒に成長していかなければいけないと思うところなので、このような文面で残すものではないかとは思いますが、ぜひ実際に学校側に伝えていっていただければありがたいと思っています。意見となります。よろしくお願いします。

○木村教育指導課指導主事 御意見ありがとうございます。

実は、重点版の1、義務教育9年間を見通した「小中一貫教育」のさらなる充実の取組が4点ございますが、取組4に星印がついています。こちらは今回、新規と

なっております。教育長からも御助言をいただきまして、「地域の子どもは地域で育てる」という意識を、さらに地域や保護者で共有していきたいということで、今回新たにここは入れたものなのですが、地域と合同で行う活動というものを今後設定していくことによって、学校の教育活動ですとなかなか保護者の方が見る機会はないとしても、地域の行事であれば保護者の方も参加して、子どもだけでなく上の学年の子たちの頼もしさや、下の学年の子どもたちの面倒を見る様子など、そういった交流の様子を見られるようにというところも狙っているところでございますので、これを改めて学校のほうには周知をし、今回の教育課程の中にも位置づけてもらえるように考えているところです。

○守屋委員 ありがとうございます。

○安間教育長 よろしゅうございますか。ほかにございましょうか。

それでは、私から。先ほどの議案の資料とは打って変わって、この資料といいまして、この中身は完全に専門家向けへの説明ですよ。

○木村教育指導課指導主事 はい。

○安間教育長 市民に中身を分かってもらおうという話ではなくて、どのような教育活動を行うのか、学校がこれから計画を立てる上での基本方針という意味ですね。そうであるなら、今度は先ほどと違って、もっとテクニカルなことが書いてあっても良いような、理念的なことではなくてね。具体的に言うと一番ほしいのは、授業時数や週時程の話なのです。これは返答しなくても良いですが、本市は週時数を１コマ減らしていじめ対策を行っていますよね。多分そのことによって、予備の時間数などから今、捻出できてはいるのかもしれないけれども、私が中学校の校長なら、「あの４つを必ずやりましょう、かつての必修クラブみたいなものです」と言われたのなら、私だったら、中学校は週に１コマ減らします。そこに部活動の時間というのを使って、部活に入らない子は帰ったって良いのですよ、その時間を確保して勤務時間内で活動ができるようにする。その代わりに、１年間を通じて３６時間、ですから６日間ほど夏休みを少なくすれば良いだけの話でしょう。そんなに難しい話ではない。というような話で、長期休業の日数も減らしても良いのではないかな。これはどちらかというと小学校のほうの話ですが、学校給食課と相談して、小学校の長期休業の日数を減らして、その分の給食を増やせないかな。どうしたら増やせ

るのか検討すれば、今、学童などが一生懸命やってくれているけれども、その引継ぎも簡単にできるでしょう。それと同時に食事がしっかりと小学校で出て、それから学童に行くというなら、もう少し行きやすく、もともと夏休みというのは子どもたちの期間だけで、7月20日ぐらいから8月末まで、今大分少なくなったと思いますが、その期間にずっと休める親というのはいないのだから、せいぜい休めるのはお盆の周辺でしょう。ですから思い切ってすぱっと、学校はお盆の週に何にも組まない。閉庁日にして、学校は一切稼働しないと割り切れば、残りの日がもう少し有効活用できるのではないかと思います。例えば、水泳指導にしても、これは高橋地域教育推進課長と相談してもらいたいものだけれども、もし色々な場面で使えるような民間の場所があって水泳指導ができるのであれば、それも組んであげて、その夏などに入れてしまえば日常の体育の授業のコマ数を1コマぐらい減らすことができますよね。という具体的な、技術的な助言をしてもらいたいのです。もう既に教育課程届出事前相談期間というのが始まっているそうですから、改めて校長先生たちに今のような具体的なアイデアを伝えて、そのようなことを行うのでしたら相談に乗りますよと。もう1回仕切り直して、入れてもらいたい。結構思い切ってやったほうが良いと思いますよ。さっきも話しましたが、夏休みの期間というのは、八王子市はうちの管理運営規則で何月何日までと決められているけれども、校長が変えることができると、そのようなルールになっているのでしょうか。だとすると、大本を決めていることすらどうなのかという気もしませんか。ぜひ、今年の夏もものすごく暑いでしょうから、暑い中で家にいるというのもなんですし、学校はクーラーをがんがん回して、その時だけ、朝も始業時間を早くして、それで3時、4時の涼になった時間に帰ったり、お勉強部屋を作ってあげたりすれば良いわけでしょう。それで、逆に言うと子どもたちが遊べば良いですね。来年は武井学校施設課長が頑張ってくれたから、体育館も冷風機が入るそうですから、それをフル稼働して体育館で遊んで良いよとすれば、多分すごく喜ぶと思いますよ。ぜひそういった具体的な、テクニカルなことをここでは学校に対して指導、助言をしてあげてほしい。

よろしゅうございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、報告として承らせていただきたいと思います。最後に委員

の方々に御承諾いただきたいのですけれども、この基本方針を基に今後事務局で教育課程の届出、その受付作業を進めてまいります。念のため申し上げますが、107校の教育課程届を全部、細かなところまでチェックするという作業は現実的に不可能ですので、この基本方針どおりで学校が教育課程を編成してきた場合には、教育委員会として受理するという方針でよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それでは、本日報告いただいた令和6年度教育課程編成の方針、並びにスケジュールで八王子市立学校の令和6年度教育課程届、その受理作業を進めてください。

-
- 安間教育長 それでは、続いて教職員課から報告願います。
 - 櫻田教職員課長 令和5年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰者の決定につきまして、田中課長補佐より御報告いたします。
 - 田中教職員課課長補佐兼主査 それでは、令和5年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰者の決定について、御報告させていただきます。

令和6年1月5日に令和5年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰者が発表されました。この文部科学大臣優秀教職員表彰は、同実施要項及び同推薦取扱い要領により、公立学校においては都道府県教育委員会の推薦する教職員及び教職員組織について、文部科学大臣が決定することとされておりまして、東京都教育委員会からは令和4年度の東京都教育委員会表彰の個人表彰受賞者及び団体表彰受賞者があらかじめ推薦対象として指定され、受賞日以降の懲戒処分等の問題ないことの確認のみ本市教育委員会で行ったものとなります。

資料を御覧ください。被表彰者に決定した者は、個人表彰といたしまして、(1)由木東小学校、主幹教諭、榎田留治。主たる功績は、平成27年度に教育研究院として研究主題「主体的に問題解決に取り組む授業づくり」について、都内小学校に成果を広めるなど、理科教育の推進に尽力したこととございます。

(2)高尾山学園小学部、主幹教諭、小畑伸一。主たる功績は、同人の人脈や地域連携により会社経営者やアーティストを講師として招き、コロナ禍で児童の活動制限や自粛が続く中、特色ある教育づくりに尽力したこととございます。

(3) 式分方小学校、教諭、杉野佑。主たる功績は、八王子市小学校教育研究会情報教育部副部長として八王子市教員のＩＣＴ機器に関する調査を行い、その結果を基にオンライン協働学習の実践を目指すなど、コロナ禍における情報教育の推進に尽力したことでございます。

続きまして、団体表彰といたしまして、八王子市立横川小学校教職員一同となります。主たる功績は、令和３年１月に八王子市のパイロット校に指定され、４月からの学習用端末全校導入に向けて尽力し、令和３年度には東京都情報教育研究校としての指定を受けるなど、教職員が一体となり、ＩＣＴを活用した授業の推進を行ったことでございます。

表彰式につきましては、令和６年１月１６日、東京大学安田講堂にて開催される予定となります。

報告は以上となります。

- 安間教育長 只今、報告が終わりました。本件について御質疑、御意見、御要望等ございましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 安間教育長 それでは、心よりお祝いを申し上げます。

-
- 安間教育長 引き続き、教職員課から報告願います。

- 櫻田教職員課長 令和５年度東京都教育委員会教職員表彰の被表彰者の決定につきまして、田中課長補佐より御報告いたします。

- 田中教職員課課長補佐兼主査 それでは、令和５年度東京都教育委員会職員表彰の被表彰者の決定について、御報告させていただきます。

本被表彰者の推薦については、令和５年７月５日開催の教育委員会定例会第１９号議案にて議決をいただいたものでございまして、令和５年１２月１４日に東京都教育委員会職員表彰の被表彰者が発表されました。

資料を御覧ください。被表彰者に決定した者は、(1) 管理職の表彰といたしましては、第二小学校、校長、土屋栄二。主たる功績は、学校経営における健康教育及び小中合同研究の推進でございます。

第四中学校、校長、前田賢一。主たる功績は、学校経営、小中一貫教育の推進でございます。

続いて、(2)管理職を除く45歳以上の教員として、由木中学校、主幹教諭、吉田昇。主たる功績は、学校運営の推進でございます。

続いて、(3)管理職を除く45歳未満の教員として、元八王子東小学校、主幹教諭、坂井梓。主たる功績は、人権尊重教育の研究推進でございます。

第四中学校、主任教諭、木村奈津江。主たる功績は、研究推進でございます。

続いて、(4)団体表彰として、八王子市立鏈水小学校。主たる功績は、外部人材の活用、体力向上でございます。

表彰式につきましては、令和6年1月31日、東京都庁第一本庁舎5階、大会議場にて開催される予定となります。

なお、八王子市から個人表彰についてはそれぞれ3名ずつ、団体表彰については1団体を推薦しましたが、被表彰者は管理職が2名、管理職を除く45歳以上の教員が1名、管理職を除く45歳未満の教員が2名、団体表彰は1団体となりました。

報告は以上となります。

○安間教育長 只今、報告が終わりました。本件について御質疑、御意見、御要望等がございますか。

さっきの出した数よりも少なく認定されたということですか。

○田中教職員課課長補佐兼主査 そうでございます。

○安間教育長 今度言っておきます。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、報告として承らせていただきます。

受賞された皆様方には、心よりお祝いを申し上げます。

○安間教育長 引き続き、教職員課から報告願います。

○櫻田教職員課長 死亡叙位・叙勲の受章につきまして、担当の馬場課長補佐から御報告いたします。

○馬場教職員課課長補佐兼主査 それでは死亡叙位・叙勲の受章について、御報告いた

します。

叙位は、大正 15 年勅令第 325 号位階令に基づいて実施されており、生前最後の日に遡って発令が行われております。

なお、教育功労者の叙位は春秋叙勲、高齢者叙勲を受章した者が死亡した場合及び死亡叙勲を受章する場合に行われております。

死亡叙勲とは、国家、公共に功労のあった者が死亡した際に、生前最後の日に遡って発令されるものです。

受章者は、入谷弘、元長房中学校校長です。

受章内容は、叙位が正六位、叙勲が瑞宝双光章です。

発令日は、令和 5 年 11 月 13 日月曜日です。

報告は以上となります。

○安間教育長 只今、報告が終わりました。本件について、御質疑、御意見、御要望等ございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 改めてですけれども、入谷先生、心よりお悔やみを申し上げたいと、そのように思います。

報告として承らせていただきます。

○安間教育長 以上で定例会の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、本定例会の議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本定例会は終了いたします。ありがとうございました。

【午前 10 時 45 分終了】